

第 1 4 号議案

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 3 号中「第 4 3 条第 3 項」を「第 4 3 条第 2 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「この項、第 2 0 条及び第 3 7 条第 3 項において」を削る。

第 3 6 条第 3 項中「同号イ(イ)中」の次に「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは」を加える。

第 5 1 条中「この項、第 2 0 条及び第 3 7 条第 3 項」を削り、「準用する第 2 0 条」の次に「において」を加える。

第 5 3 条第 3 項中「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に

「（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案要綱

- 1 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。